



総務省

Ministry of Internal Affairs and Communications

関東地域の臨時災害放送局に関する最近の取組状況

～ 関東大震災発生から100年、地域防災への貢献に向けた産学官連携強化 ～

令和5年6月26日
総務省 関東総合通信局
放送部 放送課

目 次

1 臨時災害放送局の概況やFM放送の開局状況	… 2
2 放大FM跡地を利用する臨時災害放送局の効果的な開設・運用 に関する調査検討会の開催	… 7
3 臨時災害放送局設備の活用(防災訓練等地域イベント)	… 9
4 デジタル時代における臨時災害放送局等に関する協力協定	
○ デジタル時代における臨時災害放送局等に関する協力協定締結	… 14
○ 関東総合通信局とJCBA関東地区協議会との協力協定の枠組み	… 15
5 関東放送シンポジウム「ラジオによる地域社会への貢献」	
○ 関東放送シンポジウム「ラジオによる地域社会への貢献」(計3回) 開催結果概要	… 17

- 臨時災害放送局は、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害の軽減に役立つよう、**被災地の地方公共団体等が開設する臨時かつ一時的な目的のためのFM放送局**（臨時災害放送局の開設実績：令和4年12月現在で55局。そのうち東日本大震災時は30局）。
- 関東総合通信局は、災害発生時、各自治体において速やかに臨時災害局を開設できるよう、「**臨機の措置（口頭による申請・免許）**」及び**無償貸与用設備（送信機、アンテナ）**を整えている。

《臨時災害放送局の免許手続（臨機の措置の場合）》



臨時災害放送局の運用には、無線従事者の配置が必要。
（無線従事者は自治体等の職員以外でも可）。

【必要な従事者資格（いずれかの取得で可）】

第一級陸上無線技術士 / 第二級陸上無線技術士 / 第一級総合無線通信士

臨時災害放送局開設に係る一連の流れを映像化し、当局YouTube公式チャンネルにて配信中！

【関東総合通信局YouTube公式チャンネル】臨時災害放送局 地域の防災訓練で使ってみよう！

https://www.youtube.com/watch?v=_e7DEMrJgNE



臨時災害放送局 開設実績（計55局（うち、関東管内は9局））

（令和4年12月現在）

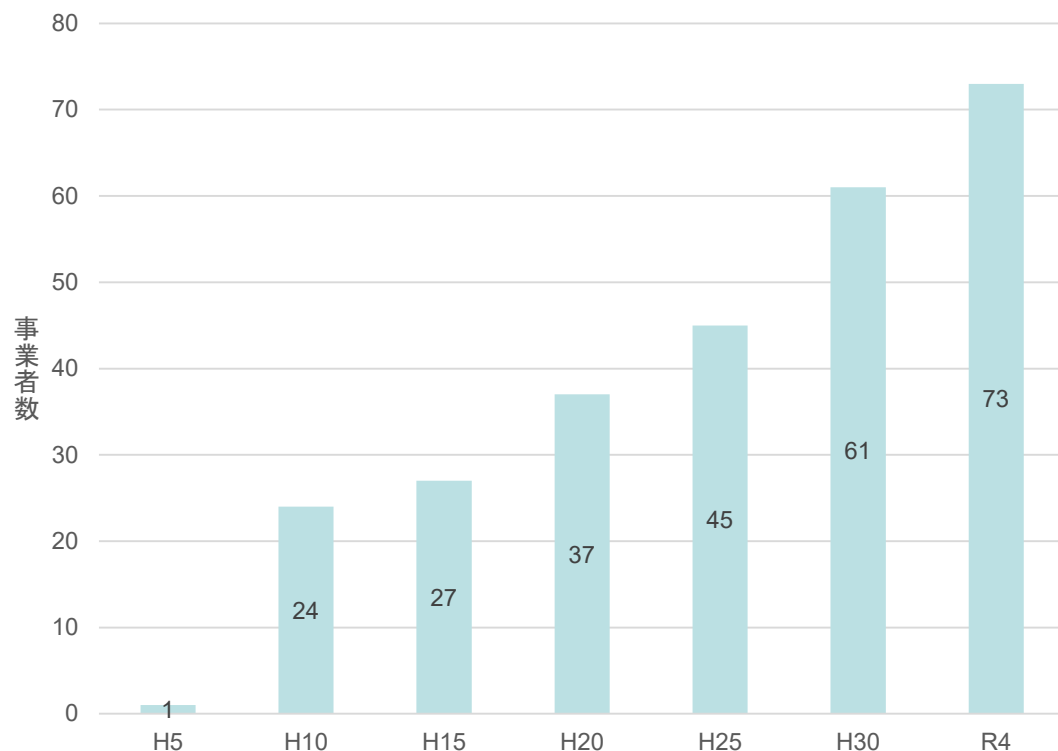
臨時災害放送局は、災害時の貴重な情報源として重要な役割を果たしています。



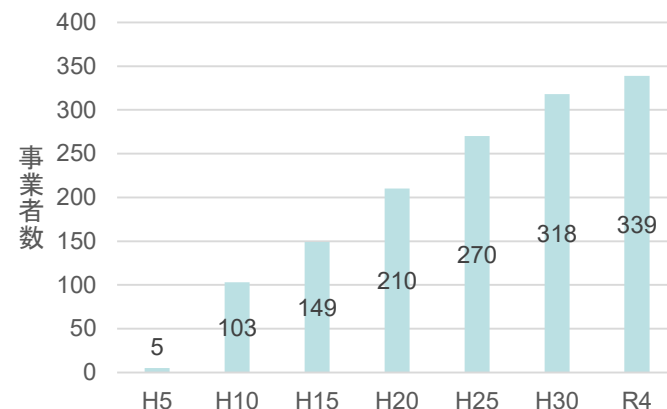
関東地域におけるFM放送の状況

- 関東地域には、FM放送用周波数帯（76.1MHz - 94.9MHz）を利用した**県域FM放送局、コミュニティ放送局**及びAM放送事業者の**FM補完中継局**が多数開設。
- 大規模災害の発生等を受け、特にコミュニティ放送事業者数は年々増加しており、**関東管内の直近10年でのコミュニティ放送事業者数は、約1.6倍増**（45社（H25）→ 73社（R4））。

関東管内のコミュニティ放送事業者数の推移



全国のコミュニティ放送事業者数の推移

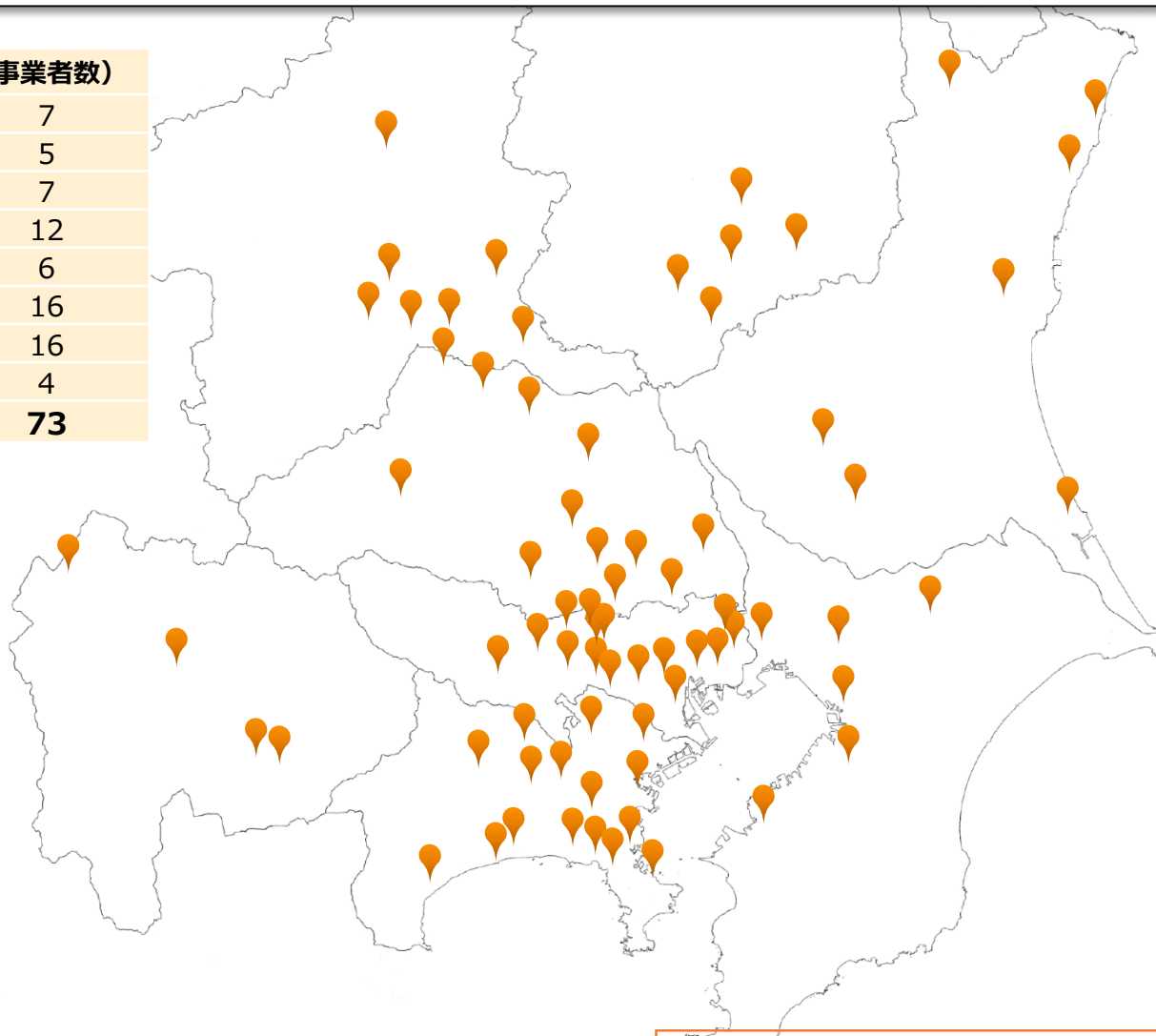


関東管内のコミュニティ放送事業者の開設状況

- 特に、**東京都、神奈川県、埼玉県南部**にコミュニティ放送事業者（CFM）が集中して開設。
- 広大な**関東平野**にFM放送局が多数開設され、**FM放送用周波数帯はひっ迫しつつある状況**。

（令和4年7月現在）

都県	（事業者数）
茨城県	7
栃木県	5
群馬県	7
埼玉県	12
千葉県	6
東京都	16
神奈川県	16
山梨県	4
合 計	73



出展：国土地理院ウェブサイト
<http://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html#blank>
 ※白地図タイルを使用して作成

● コミュニティ放送事業者が所在する自治体庁舎等を示しており、送信所ではありません。

- 放送大学のFM放送跡地（77.1MHz及び78.8MHz）について、令和4年6月、関東地域における臨時災害放送局の「専用周波数」として利用できるよう、電波法関係審査基準※¹が一部改正。
- これにより、大規模災害時、自治体による臨時災害放送局の開局の際には、同周波数の割当てが可能となり、日頃の防災訓練や地域情報の発信にも使用できるようになった※²。

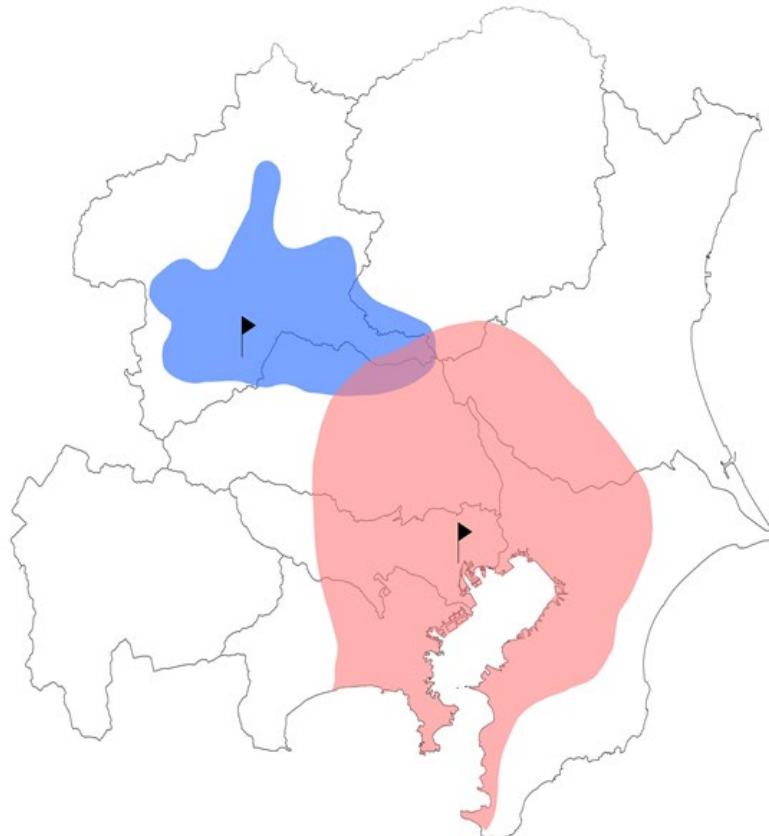
※1：平成13年総務省訓令第67号 ※2：臨時災害放送局の運用に影響を及ぼさない範囲

<放送大学FM放送のエリア図>

放送大学FM放送
(～平成30年9月 放送終了)



(令和4年6月～)
臨時災害放送局の
専用周波数



局名	周波数	空中線電力
東京FM	77.1MHz	10kW
前橋FM	78.8MHz	1kW



出典：国土地理院ウェブサイト
<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html#blank>
 ※白地図タイルを使用して作成

- 関東地域において大規模災害が発生した際、複数自治体が同時に同一周波数を用いて、臨時災害放送局を効果的に開設・運用する手法等の検討を目的として、令和4年7月から令和5年3月まで、調査検討会を開催。
(主催：総務省関東総合通信局（外部委託：（株）NHKテクノロジーズ）)

1. 検討内容

- 1)大規模災害時に臨時災害放送局開設を想定する複数自治体において、同一周波数を用いて複数臨時局が同時期に近接して開設することをシミュレーション、室内・フィールド試験を実施。
- 2)当該自治体の要望等を踏まえつつ、次の内容について検討・取りまとめ。
 - ・ 臨時災害放送局開設に係る技術的条件の検討
 - ・ 臨時災害放送局を同一周波数・同時使用する場合の運用手法
 - ・ 臨時災害放送局を同一周波数・タイムシェア使用する場合の運用手法

2. 検討会構成員(敬称略)

【学術有識者】

- ・ 藤井 威生 電気通信大学 先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター 教授センター長
- ・ 北郷 裕美 大正大学 社会共生学部 教授

【自治体】

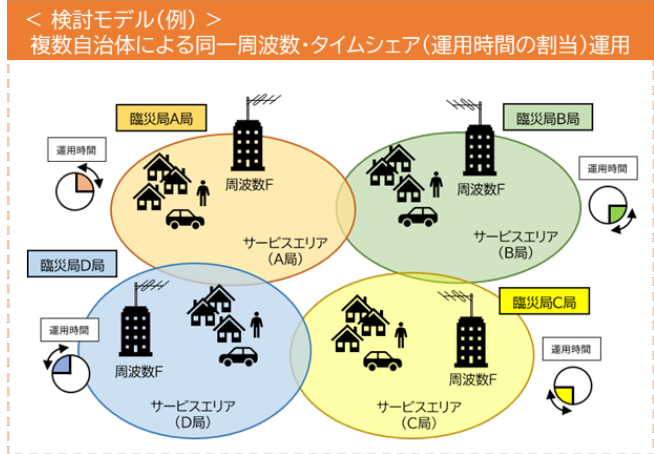
文京区、練馬区、北区、足立区、国分寺市、所沢市

【放送事業者・団体】

日本放送協会、(株)エフエム東京、(一社)日本コミュニティ放送協会関東地区協議会

3. 主なスケジュール

- ・ 令和4年7月27日に第1回、令和5年3月までに合計4回程度検討会を開催
- ・ 令和5年2月28日、構成員自治体協力の下、同一周波数を使用したフィールド試験を実施
- ・ 令和5年3月に取りまとめ・公表(その後、必要な制度整備)



報告書のポイント（検討結果の概要）

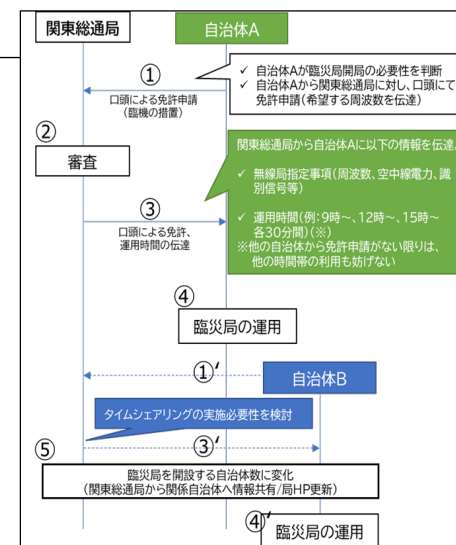
- 調査検討会において、シミュレーションを含む机上検討、室内試験、屋外でのフィールド実証、自治体アンケート等を実施するとともに、公開試験を通じて、**技術的条件の緩和や運用時間の割当による運用手法などを整理。**
- これにより、**より多くの自治体が放大FM跡地を活用した臨時災害放送局の開設・運用が可能。**

1. 放大FM跡地の周波数を活用する臨時災害放送局の技術的条件(案)

項 目	内 容	趣 旨
①放送方式 (音声品質)	モノラル方式を推奨 (音声品質は、業務用無線の音質 (S/N30dB相当) かつ受信評価3 (妨害が気になるが邪魔にならない) とする)	従来のFMラジオ放送で用いる高音質ステレオ方式よりも、 同一周波数同時複数利用を優先
②所要電界強度	地上高4m において 60dBμV/m (都市減衰を含む)	フィールド実証から、 モノラル方式・受信評価3を確保できる電界強度を算出
③混信保護基準	関東地域におけるモノラル方式の臨時災害放送局において、 ・ 臨時災害放送局が被干渉となる場合の電界強度の差 は次の値とする(括弧内は現行基準) 周波数差 0kHz 15dB (36dB) 100kHz 15dB (33dB)	混信保護基準を緩和することにより、 臨時災害放送局間の必要離隔距離は、約36kmから約14kmへと大幅に短縮 (距離は、特定の条件を仮定して算出した結果)

2. 自治体間タイムシェア(運用時間の割当)での運用手法(案)

- ✓ 自治体全域がカバーされる最低限の空中線電力での免許を基本とするが、上記技術的条件によってもなお、**隣接自治体間で広範囲に聴取困難なレベルの干渉が発生するなどの場合は、タイムシェア(運用時間の割当)による運用が有効。**
- ✓ タイムシェアによる運用手法のポイントは次のとおりであり、臨時災害放送局に関する申請手続の流れ(右図参照)の中で、関東総合通信局がその調整機能を担う。
 - ・ 1自治体あたり、**最低でも朝昼夕の合計3回/1日の放送枠**を確保
 - ・ 放送時間は、**1回あたり30分単位**を基本 (タイムテーブルで管理)
 - ・ 1つのタイムテーブルを用いてタイムシェアを行う自治体数は、**最大で4自治体**



臨時災害放送局設備の活用（防災訓練等地域イベント）

- 臨時災害放送局設備は、災害時だけでなく、**平時は地域イベントに関する情報発信や、電波伝搬調査が実施可能。**
- 関東総合通信局は、平時から自治体の皆様と**共催での臨時災害放送局開設・運用訓練を実施**しており、訓練においては、必要に応じ、**当局からの設備を貸し出しすることや設営等の協力が可能。**

《平時の臨時災害放送局設備の活用イメージ》



※音楽などを放送する場合、著作権処理など、電波法・放送法以外の法令にも違反しないよう、留意が必要です。

臨時災害放送局用設備（一例）



（左側）可搬型FM送信機

- ・外形 幅 510mm × 高さ 650mm × 奥行 660mm
- ・重さ 送信部：約30kg 音声部：約28kg

（右側）アンテナ

- ・伸縮マスト 1.3～4m（マスト収納時長：1.25m）
- ・同軸ケーブル 20m

当局にて貸付可能な臨時災害放送局用設備詳細は以下参照。
<https://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/saigai/osirase/fm.html>

《自治体/当局共催訓練のイメージ》 共催による訓練実施の際には、事前に、日程や訓練内容の調整をお願いしております。ご関心がありましたら、お気軽にご相談ください！

共催での訓練では、災害の発生を想定したものとして次の内容が実施可能です。本取組を通じて、臨時災害放送局の開設の一連の流れがより明確に把握できるようになります。

- ① 自治体から関東総合通信局に対する口頭での設備借受や無線局免許要請※
- ② 関東総合通信局から自治体への設備貸付、運搬、設営及び使用周波数等の伝達
- ③ 自治体による本設備を用いた住民向け情報発信

※訓練において、自治体等が無線局免許人になる場合は、別途、電波法令に基づく手続（無線局免許の申請）が必要となります。

臨時災害放送局とコミュニティ放送局との違い（主なもの）

- 臨時災害放送局の早期開設には「送信所等の場所や機材、人材や経費」の確保が必要。**東日本大震災では、10自治体でコミュニティ放送局が臨時災害放送局へ移行した実績あり。**
- **臨時災害放送局の免許主体は、被災地の地方公共団体**となることから（両局の主な違いは下記表参照）、**コミュニティ放送局が存在する地域では平時からの連携が重要。**

	臨時災害放送局	コミュニティ放送局
目的	暴風・豪雨・洪水・地震・大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その <u>被害を軽減するために役立つことを目的とし、臨時かつ一時的に開設されるFM放送局</u>	地域の話題や行政、観光、交通等の地域に密着したきめ細かな情報等を提供し、 <u>地域の活性化等に寄与することを目的とした地域密着型メディア</u>
免許主体	<u>被災地の地方公共団体等</u>	<u>民間企業、NPO法人</u>
空中線電力	必要な範囲（100W以下）	原則20W以下で必要最小限
放送対象地域	災害対策に必要な地域の範囲内	一の市区町村の全部又は一部の区域 （地域的一体性がある場合は、隣接する他の市区町村の一部の区域、さらに、住民のコミュニティとしての一体性がある場合は、隣々接する他の市区町村の一部の区域）
免許期間	被災地における災害対策が進展し、被災者の日常生活が安定するまでに必要と認められる期間	免許の日から起算して5年を超えない期間（再免許制度あり）
免許申請方法	電話等での口頭申請（後日、書類による申請）	書類による申請
放送事故	－	放送事故による停波（2h以上）は総務省へ報告義務あり
番組編集	－	地域密着の情報番組50%以上 放送番組審議機関の設置

平時からの臨時災害放送局設備の活用とコミュニティ放送との連携

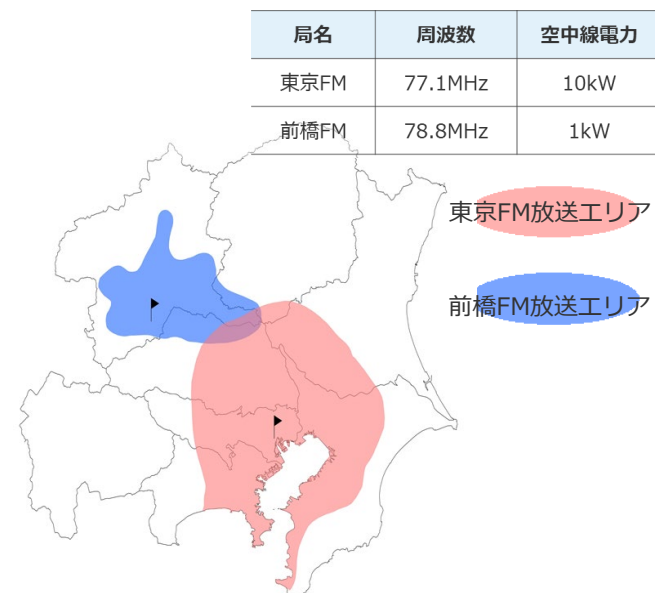
- 平時からの臨時災害放送局設備の活用とコミュニティ放送との連携については、**地域で使用可能な周波数を把握**に努めるとともに、**ステークホルダーと連携した防災訓練等**に取り組むことが肝要。

<使用可能な周波数の概括的な整理>

		放送大学FM跡地（77.1MHz あるいは 78.8MHz）	
		エリア内	エリア外
地域内コミュニティFM	あり	【グループ1】 ・既存コミュニティFMの周波数 ・放送大学FM跡地周波数 ・その他（※） 江戸川区、八王子市、横浜市、横須賀市、大和市	【グループ2】 ・既存コミュニティFMの周波数 ・その他（※） 水戸市、小田原市、富士吉田市
	なし	【グループ3】 ・放送大学FM跡地周波数 ・その他（※） 館林市、佐倉市、所沢市、文京区、北区、練馬区、足立区、国分寺市	【グループ4】 ・その他（※） 那珂市

（※） 関東総合通信局が個別に指定する周波数（個別相談になります）

<放送大学FM放送のエリア図>



出典：国土地理院ウェブサイト
<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html#blank>
 ※白地図タイルを使用して作成

【平時からの臨時災害放送局設備の活用例の一例】

- ・ 災害時を模擬した総通局への口頭免許申請・設営訓練
- ・ 地域の防災訓練行事に合わせた開設・運用訓練
- ・ 防災イベント（防災フェスタ等）へのブース出展や放送試験

【コミュニティ放送との連携（防災分野）の一例（左記以外）】

- ・ 自治体からコミュニティ放送局への電話、電子メール等による災害放送の要請訓練
- ・ 防災訓練会場での臨時スタジオを設営した臨時放送訓練
- ・ 緊急割込放送の設備を使用した臨時放送訓練

地域との連携事例①：臨時災害放送局を用いた訓練「練馬区・当局合同訓練」

- ラジオ放送は災害時の有用な情報提供手段として認知されており、東日本大震災をはじめとする大規模災害時に活用されている「臨時災害放送局」について、日頃の訓練等を通じて準備することが重要。
- 令和3年12月、災害時における臨時災害放送局の活用に関心を有する自治体の一つである東京都練馬区と当局において、「臨時災害放送局」設営・運用合同訓練を実施。

- 実施日 令和3年12月16日(木)
- 実施場所 練馬区役所(送信点)、区内数か所(実聴、電波測定)
- 周波数等 76.1MHz 20W (最大実効輻射電力6.7W) (聴取範囲 半径5km程度)
- 訓練内容 「臨時災害放送局」開設に係る一連の流れを訓練として実施
 - 1) 練馬区から口頭による免許申請、当局交付(臨機の措置)
 - 2) 練馬区からの要請による当局保有の臨時災害放送局用設備の貸出、運搬、設営
 - 3) 練馬区による訓練放送の実施(放送内容は、練馬区側にて準備)
 - 4) 区立施設等複数箇所での放送音声の実聴確認(練馬区)、複数箇所にて電界強度測定(当局)



練馬区から口頭による免許申請



臨時災害放送局用設備の運搬



臨時災害放送局用設備の設営



練馬区庁舎屋上にて送信アンテナ設置

本訓練を素材として、臨時災害放送局開設に係る一連の流れを映像化し配信中！

【関東総合通信局YouTube公式チャンネル】臨時災害放送局 地域の防災訓練で使ってみよう！

<https://www.youtube.com/watch?v=e7DEMrJgNE>



－ 神奈川・小田原からFMラジオで地域へ、ネット配信で全国への放送試験を実施 －

- 当局は、神奈川エフエムネットワーク（KFN）※¹との共催により、小田原市内で開催された「オダワラオープンマルシェ」会場において、臨時災害放送局用設備の展示と同設備を用いた放送試験を実施。
- 会場には、神奈川県内外から多くの来場者がみられ、当局・KFN合同ブースに立ち寄られた守屋小田原市長には、放送試験に飛び入り出演いただき、災害時におけるラジオの存在意義をPR。

※1 横浜エフエム放送株式会社、神奈川県内コミュニティ放送局、神奈川新聞社を加盟社とした、災害時に神奈川県内の各局が相互協力して情報を共有し、リスナーに寄り添って発信することを目的に結成された任意団体（2009年1月8日設立）。

1. オダワラ オープンマルシェ ～デイキャンプ2023～での展示概要

- 展示日時 令和5年 5月 3日(水)・4日(木) 10:00～16:00
- 場 所 小田原城址公園二の丸広場(神奈川県小田原市城内)
- イベント主催 オダワラオープンマルシェ実行委員会 ※2
- 参加者数 約26万人(北条五代祭りの来場者数)

■ 当局の対応

当局・KFNと連携し、会場において次の内容でブース出展

- ・ 臨時災害放送局用設備のデモ(実験試験局の運用、ネット配信) ※3
- ・ 臨時災害放送局用設備一式、臨時災害放送局関係の広報パネル(その他、KFNの広報パネル、KFN加盟各局の地場産品 など)

※2 小田原市商店街連合会、小田原市役所、小田原箱根商工会議所、小田原市観光協会、FM小田原株式会社(事務局)で構成される任意団体

※3 周波数:89.2MHz、運用時間:11時00分～16時00分/両日、聴取エリア:上記会場内及びその周辺、ネット配信は、JCBAが運営する「JCBAインターネットサイマルラジオサイト」で配信



(守屋市長(中央)に「災害時のラジオ」についてインタビュー)



(当局・KFN合同ブース)



(会場内は多数の来場者)

2. 今後の取組への活用

本取組は、これまでの臨時災害放送局設備の開設・運用訓練の中で最大規模であり、県内外の他地域にも参考になる「モデルケース」といえる。当局は引き続き、自治体や業界団体等と連携し、より一層、地域の防災対策を推進していく考え。

－ 関東総合通信局とJCBA関東地区協議会との連携強化を通じて、地域の防災対策に貢献 －

- 本協定締結は、関東大震災発生から100年という節目の本年を契機として、日本コミュニティ放送協会（JCBA）関東地区協議会と当局との協力関係を一層強化するもの。
- 本締結により、自治体によるスムーズな臨時災害放送局等の開設・運用のほか、当該放送局の代替手段としてのインタラクティブ配信により、臨時災害放送局放送エリアの難聴地域や地域外へ避難された方でも当該番組を聴取できるなど、災害時等での効果的な情報伝達の実現が期待される。

<協力協定締結概要>

- 1 締結日 : 令和5年3月7日（火）10時
- 2 署名者 : 一般社団法人日本コミュニティ放送協関東地区協議会 鈴木 伸幸 会長
関東総合通信局 新井 孝雄 局長
- 3 主な協力内容 :
 - (1) 臨時災害放送局等の開設及び放送を遂行するために必要となる機材の貸与や技術者等人員の派遣
 - (2) 一般社団法人日本コミュニティ放送協会が運営する「JCBAインターネットサイマルラジオサイト」を利用した臨時災害放送局等による放送内容の配信



<参考：一般社団法人日本コミュニティ放送協会(JCBA)関東地区協議会について>（令和5年3月現在）

コミュニティ放送局は、市区町村内の一部の地域において、地域に密着した情報を提供するため、平成4年（1992年）1月に制度化された超短波放送局（FM放送局）であり、JCBA関東地区協議会は、関東総合通信局管内のコミュニティ放送局のうち、同協会の会員からなる団体。

・発 足：平成14年（2002年）6月6日
・会 長：鈴木 伸幸 FM小田原株式会社 代表取締役

・加盟社：関東管内1都7県 計53社（参考：同管内コミュニティ放送局数73社）
・主な活動：統一番組・啓発告知の実施、被災地支援、シンポジウム活動等

関東総合通信局とJCBA関東地区協議会※との協力協定の枠組み

ー デジタル時代における実効性のある臨時災害放送局等の協力体制の構築 ー

報道資料



MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和5年3月7日
関東総合通信局

※一般社団法人日本コミュニティ放送協会関東地区協議会

総務省関東総合通信局と一般社団法人日本コミュニティ放送協会関東地区協議会とのデジタル時代における実効性のある臨時災害放送局等の協力体制に関する協定書

デジタル時代における臨時災害放送局等に関する協力協定締結
～ 関東大震災発生から100年、JCBAとの連携強化を通じて地域の防災対策に貢献 ～

総務省関東総合通信局〔局長：新井 孝雄（あらい たかお）〕は、一般社団法人日本コミュニティ放送協会（JCBA）関東地区協議会との間で、デジタル時代における臨時災害放送局等に関する協力体制に関する協定を締結しました。

ラジオは災害発生時において、臨時災害放送局やコミュニティ放送局による地域住民に向けたきめ細やかな災害情報の発信により、防災・減災に大きな役割を發揮しています。本取組は、関東大震災発生から100年という節目の本年を契機として、JCBA 関東地区協議会と当局との協力関係を一層強化するものです。

本締結により、自治体によるスムーズな臨時災害放送局等の開設・運用のほか、当該放送局の代替手段としてのインタラクティブ配信により、臨時災害放送局放送エリアの難聴地域や地域外へ避難された方でも当該番組を聴取できるなど、災害時等での効果的な情報伝達の実現が期待されます。

1 主な協力内容（本協定本文は別添1、協力枠組みは別添2参照）

- (1) 臨時災害放送局等（※）の開設及び放送を遂行するために必要となる機材の貸与や技術者等人員の派遣
- (2) 一般社団法人日本コミュニティ放送協会が運営する「JCBA インターネットサイマルラジオサイト」を利用した臨時災害放送局等による放送内容の配信

（※）本協定の「臨時災害放送局等」とは、災害時にその被害を軽減するために、被災地の地方公共団体等によって臨時に開設されるFM放送局（臨時災害放送局）及びその訓練を目的として開設されるイベント局、実験試験局をいいます。

2 締結日・場所

令和5年3月7日（火）、関東総合通信局

3 署名者

一般社団法人日本コミュニティ放送協会関東地区協議会長 鈴木 伸幸（すずき のぶゆき）
関東総合通信局長 新井 孝雄（あらい たかお）

当局は引き続き、地域の皆様とともに、地域の災害等社会課題の解決や放送業の発展に資する取組を推進してまいります。

連絡先：総務省関東総合通信局
放送部放送課 担当：坂本、奥野
電話：03-6238-1700

総務省関東総合通信局と一般社団法人日本コミュニティ放送協会関東地区協議会とのデジタル時代における実効性のある臨時災害放送局等の協力体制に関する協定書

総務省関東総合通信局（以下「甲」という。）と一般社団法人日本コミュニティ放送協会関東地区協議会（以下「乙」という。）は、災害時及びその準備等における臨時災害放送局等の開設、運用実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、次の内容を目的とする。

- (1) 災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、甲の依頼に対して乙が協力することにより、地方公共団体等が被災者等への情報伝達を目的とする臨時災害放送局の開設、運用に資する支援を円滑に実施すること。
- (2) 甲及び乙は、災害発生時における協力体制が円滑に機能するよう、自ら行う業務に支障のない範囲において、平常時から(1)に關連する情報の交換や訓練等を実施するなど相互に連携すること。

（定義）

第2条 この協定における用語の定義は次のとおりである。

- (1) 「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号で規定する災害をいう。
- (2) 「臨時災害放送局等」とは、災害時にその被害を軽減するために、被災地の地方公共団体等によって臨時に開設されるFM放送局及びその訓練を目的として開設されるイベント局、実験試験局をいう。

（対象）

- 第3条 乙が協力する対象は、次の各号について自ら行う業務に支障のない範囲において実施するものとする。
- (1) 臨時災害放送局等の開設及び放送を遂行するために必要となる機材の貸与や技術者等人員の派遣
- (2) 一般社団法人日本コミュニティ放送協会が運営する「JCBA インターネットサイマルラジオサイト」を利用した臨時災害放送局等による放送内容のインタラクティブ配信
- (3) その他、甲乙協議して定めた事項

（対象地域）

第4条 乙が協力する対象地域は、甲の管轄区域である1都7県（茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県）とする。

（実施期間）

第5条 甲及び乙は、平常時の他、災害が発生し又は発生するおそれがある場合やその訓練等を実施する場合については、その準備段階から必要に応じて情報交換を開始し、その期間中は甲乙協議して定めるものとする。

（協力に係る連絡体制）

第6条 甲及び乙の協力に係る連絡体制（平常時を含む。）は、次のとおりとする。

- (1) 甲の連絡窓口は、放送部放送課とする。
- (2) 乙の連絡窓口は、乙の事務局とする。
- (3) 甲及び乙は、連絡責任者等に要請があったときは、速やかに連絡するものとする。

（情報の利用等）

第7条 甲及び乙は、協力体制の業務訓練で得た情報について、公知の情報を除き、自らの機密情報のみで利用するものとし、情報提供側の承認を得ないで外部に提供してはならない。

（有効期間）

第8条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（費用負担や経費等の決定）

第9条 この協定に基づく取組で発生する費用負担の扱いやその他協定に定めのない事項又はこの協定によって経費を生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

【附 則】

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が署名の上、各1通を保有する。

本協定は、関東大震災発生から100年という節目の本年を契機として、甲乙間で締結され、両者の協力関係を一層強化するものである。

令和5年3月7日

甲 総務省 関東総合通信局長

新井 孝雄

乙 一般社団法人日本コミュニティ放送協会

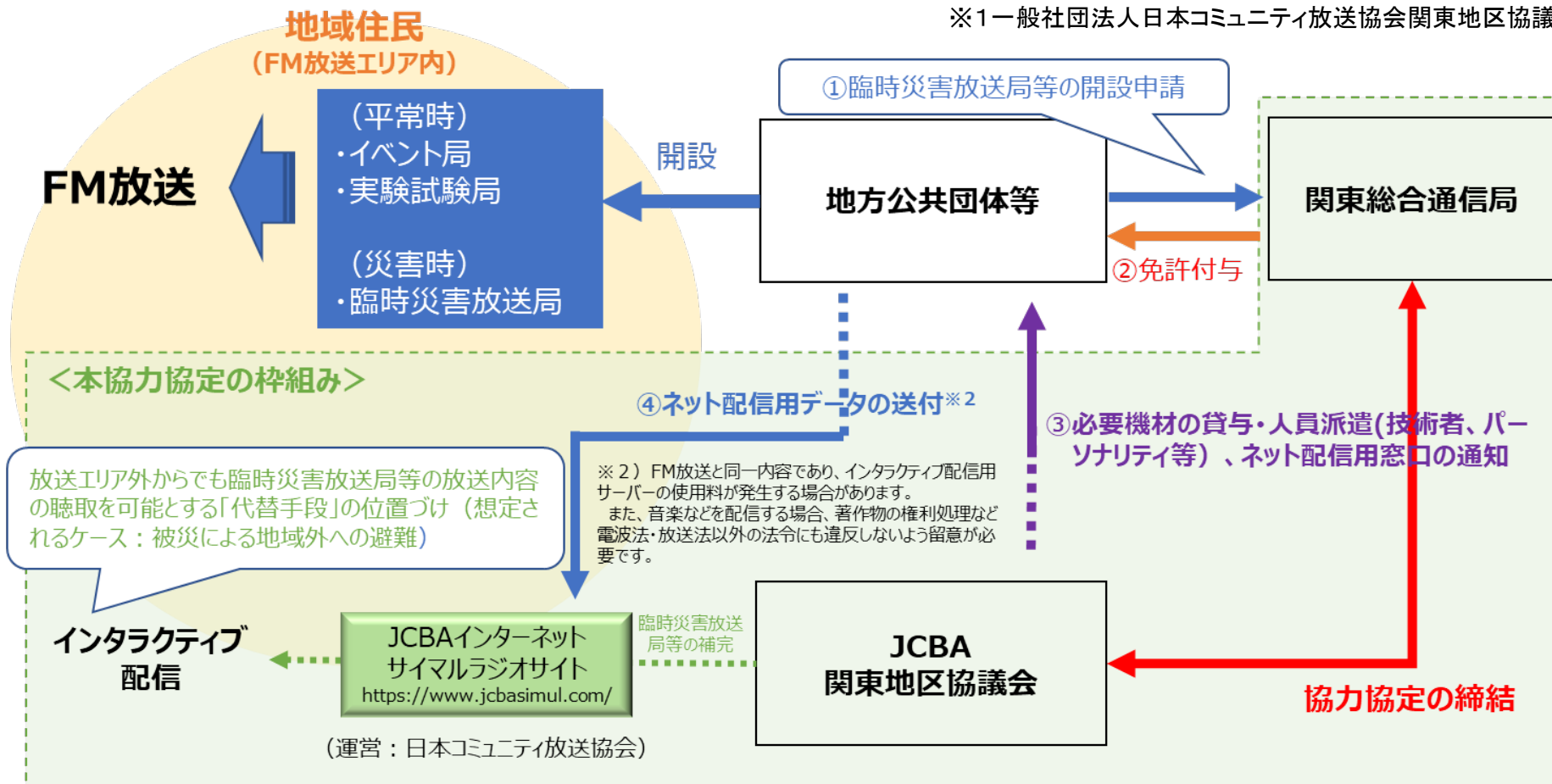
関東地区協議会長

鈴木 伸幸

関東総合通信局とJCBA関東地区協議会※1との協力協定の枠組み

－ デジタル時代における実効性のある臨時災害放送局等の協力体制の構築 －

※1一般社団法人日本コミュニティ放送協会関東地区協議会



＜本協定によりJCBA関東地区協議会が協力する対象＞

- ・ 地方公共団体等への臨時災害放送局等の開設及び放送を遂行するために必要となる機材の貸与や技術者等人員の派遣
- ・ 日本コミュニティ放送協会が運営する「JCBAインターネットサイマルラジオサイト」を利用した臨時災害放送局等による放送内容の**インタラクティブ配信**
- ・ その他、協議して定めた事項

関東放送シンポジウム「ラジオによる地域社会への貢献」開催結果概要

- ラジオは、放送開始から長らく国民に身近なメディアとして存在し、災害時の大切な情報発信ツールや地域社会を活性化する機能を有するメディアとして重要な役割を果たしている。
- 関東大震災発生（1923年）から100年となる節目を迎えるにあたり、令和4（2022）年度は関東放送シンポジウム「ラジオによる地域社会への貢献」を開催。

<関東放送シンポジウム「ラジオによる地域社会への貢献」開催実績>

- 主催： 関東総合通信局、（一社）日本コミュニティ放送協会関東地区協議会
- 開催目的： 地域の産学官関係者とともに、「災害時の役割」や「地域活性化」などの観点から、**地域における「ラジオの存在意義」を見つめ直す機会**として開催。

	第1回	第2回
実施日	令和4（2022）年 6月 22日（水）	令和4（2022）年 12月 5日（月）
参加者	203名（関東管内6割、管外4割）	180名（関東管内5割、管外5割）
講演者	1）基調講演 大正大学 北郷教授 「学術的視座から再考するラジオへの期待」 2）事例紹介 ① 茨城県水戸市 「水戸市の防災情報伝達対策におけるラジオの有効性について」 ② 東京都練馬区 「練馬区における臨時災害放送への取組」 ③ （公社）相模原青年会議所 「地域コミュニティに新たな価値を見出す青年会議所とラジオとの連携」 ④ （株）建設技術研究所 インフラバラエティの挑戦！「ドボクのラジオ」	1）基調講演 武蔵大学 松本教授 「大規模災害時のラジオの役割」 2）事例紹介 ① 神奈川県庁 「災害時におけるラジオ局との連携協力について」 ② 西東京市市民協働推進センターゆめこらぼ、にしにしnet. 「心がつながる声の橋「今日どう？（協働）」 ③ 武蔵境自動車教習所 「新しい産学連携のカタチ、ラジオを架け橋に地域の若年層を応援」 ④ 関東総合通信局 「関東地域における臨時災害放送局の効果的な開設・運用について」

You Tube関東総合通信局公式チャンネル 臨時災害放送局関連 動画公開中！



（3分58秒）練馬区・当局合同訓練を元にした臨時災害放送局の開設手順動画
<https://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/info/2022/0314ho.html>



（13分10秒）水戸市や練馬区などにおけるラジオによる地域社会への貢献事例動画
<https://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/press/2022/1109ho.html>

九都県市防災訓練（千葉市）で臨時災害放送局を活用した放送試験の実施や災害支援機器を出展（2分07秒）
<https://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/e-komfo/2022/0909b.html>



第3回関東放送シンポジウム Collaborating with 信越 開催結果

－ 関東大震災発生から100年、災害時のラジオの存在意義を語りあう －

- 令和5年3月15日、関東総合通信局は、信越総合通信局と連携し、第3回関東放送シンポジウムを開催。
- 本シンポジウムでは、東日本大震災や中越地震など具体的事例から得た教訓として、地域の産学官連携の重要性やその中のラジオの存在意義に触れ、地域の防災対策の観点から議論を深める有意義な機会となった。

1. 第3回関東放送シンポジウム Collaborating with 信越：開催概要

- 実施日 令和5(2023)年3月15日(水)14時－16時(実地・Zoomのハイブリッド)
- 主催 総務省関東総合通信局、信越総合通信局
(一社)日本コミュニティ放送協会 関東地区協議会
- 参加者 約160名
- 講演者・タイトル

- 1) 基調講演 新潟経営大学 大内准教授 「情報生産機関としてのコミュニティ放送」
- 2) 事例紹介 新潟県長岡市 金子課長 「長岡市の災害における情報発信について」
- 3) パネルディスカッション

< テーマ：関東大震災発生から100年、災害時のラジオの存在意義について >

- ・討論者 武蔵大学 松本教授
- ・パネリスト 新潟経営大学 大内准教授、新潟県長岡市、東京都文京区、
日本コミュニティ放送協会関東地区協議会

討論・ディスカッション模様
(上段:松本教授(中央)、下段:大内准教授(右))



2. 今後の予定：ラジオを通じた社会貢献事例の更なる展開へ向けて

- 映像公開(当局公式YouTubeチャンネルで配信)

参加できなかった方からの要望に応じ、講演者からの了承を得て、後日、シンポジウム模様を当局公式YouTubeチャンネルで配信。

- 次回開催

関東放送シンポジウムは、令和5年度も継続して実施予定。